

西宮市立浜脇小学校 いじめ防止基本方針

西宮市立浜脇小学校

1 本校の方針

本校は明治5年に開校した伝統ある学校である。西宮の中心部にあり、校区内には西宮神社や西宮砲台などの西宮を代表するような施設があったり、校区の南には海鳥の憩いの場となるような御前浜があったり、と歴史と自然に恵まれた地域にある。

学校教育目標は「やさしさ・つよさ・かしこさを育む」である。社会の縮図が学校生活であるととらえ、お互いを大事に思い、支え合って学校生活を送る中で一人一人の児童が自分の心を育てていく姿を目指している。

すべての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。どの児童も、学習を通していじめという行為が決して許されない行為であると認識している。ただ日々の生活の中でちょっとした人間関係のひずみが大きくなり、してはいけないものであると分かっているが、いじめにつながった事例も多い。

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る。また、一度おさまったとしてもいつ再発してもおかしくないものである。」という共通認識をすべての教職員が持ち、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいる。それと合わせて、教職員一人一人が児童への感度を高くし、定期的に情報交換をする場を設定しながら発生を未然に防ぐことを第一にするとともにいじめ発生時には早期解決を目指す体制を築いていく。

(2) いじめの理解

- ① どの児童にも、どの集団でも起こり得る。
- ② 人権侵害である、人として決して許されない。
- ③ 大人には気づきにくいところで行われ発見しにくい。
- ④ 児童は入れ替わり加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険を及ぼす。
- ⑥ 態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ 傍観者から、仲裁者への転換が重要である。

本校は、「めざす子供像」として

- 「思いやりを持って、正しい行いができる子」
- 「心と体を鍛え、最後までやり抜く子」
- 「自ら学ぶ子」

を掲げている。児童にもわかるように掲示したり、その意味を指導したりするところも大事なところである。温かく認め合い、切磋琢磨して伸びていこうとする学級(学校)を作っていこうとする姿勢はいじめの未然防止にもなる基本的な考え方である。このことを確認しながら、人権を育み、いじめを許さない学級(学校)づくりを推進するため、以下の体制を構築しながら教職員一丸となって、全力で取り組みを進めていく。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

学級内でいじめが発生する原因としては、児童同士のぎすぎすした人間関係によって生み出されることが多い。そういった人間関係を生み出さないような温かな学級の土壌づくりが大切である、その第一は、児童の心通い合うコミュニケーション能力を育むことである。児童が自分の言葉で発表したり、友達の思いを受け止めたりする機会を多く設定していきながら、お互いの良さに気づかせていきたい。それと合わせて、正しい学習習慣を身につけ、道徳・人権(同和)学習での学びによって正しい判断力も身につけさせていきたい。教師自身も児童の言動に注意を払い、積極的に児童の良さについての児童たちに知らせながら、温かな人間関係の構築を目指していく。

いじめを発生させない、いわゆるいじめを未然に防止するために学校として以下の取り組みを行う。

- ①あいさつや感謝の言葉を大事にする。教師が率先して手本となる。
- ②掃除の時間には教師が手本となるよう、児童と共に掃除をする。
- ③全学年共通のルールを、児童が守れていない時には、どの教師も声かけを中心とする指導を行う。
- ④なかよしタイムなどの特別活動を通じて、異学年で交流させる。
- ⑤学級担任であるとともに、学校の担任であるという意識を持ち、児童のそぶりにおかしさを感じた場合には、学級・学年の枠をこえて、指導に当たる。
- ⑥会議や連絡会の時だけでなく、児童のことを中心に話す教職員集団を目指す。
- ⑦道徳・人権(同和)教育部と連携して、学年ごとに人権目標を設定し、系統立てて取り組みを行う。

また、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員により構成される日常の教育相談体制、学年の生徒指導担当を中心とする指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

毎週金曜日の放課後には、全職員が集まり、児童の様子などの情報交換をする。学校体制で対応しなければならない事案については共通理解をした上で指導に当たる。生徒指導面での情報交換については、職員会議の中でも実施する。

別紙1 校内指導体制及び情報交換

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見に努める。早期発見とは、いじめの段階に至る前の児童同士の人間関係のゆがみをいかに発見するか、教師がその情報をいち早く把握するかである。児童の何気ない表情の変化に気づき、声をかけることから始める。教師のアンテナを高く、広く張るために、毎月15日を「学級経営・情報・美化・安全点検の日」と定め、学級経営上問題が発生していないか自己点検を行い、気になる場合については学年を中心に問題解決のための取り組みを実施する。

潜在化しているいじめ、教師が見えていないいじめを顕在化させるため、学期に1度を原則として、児童が自分や周りの人間関係の中で困っていることがないか思いを聞いたり、書いたりする機会(生活相談・生活アンケートとして実施)を設定する。そこで顕在化してきたいじめについては、学年体制の中で被害児童を守るとともに、加害児童への指導の徹底を図る。また、いじめで苦しんでいる友達がいることを知りながら何もなかった傍観者の立場に立った児童に関しても、いじめを見過ごすことはいじめをしていることと同じであるという認識を持たせる指導を徹底する。

いじめについては、保護者からの訴えにより判明することも多い。保護者が児童の様子について、担任と相談できる「教育相談期間」を適宜設ける。相談内容によっては学級担任だけでなく学年の生徒指導が協力して事実確認を行う。いじめが行われた事実を確認した段階でいじめ対応チームを発足させ、対応していく。いじめに関係している児童の保護者には、加害か被害に関係なく、情報提供を行い、学校と保護者が一つになった取り組みを進めていく。また、その中で児童と保護者の心のケアという面から積極的にスクールカウンセラーとの連携も図っていく。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 2 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 3 組織的対応

4 重大事態への対応

重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応(いじめ対応チームを招集)する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直し、より現実に合う形に変更していく。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

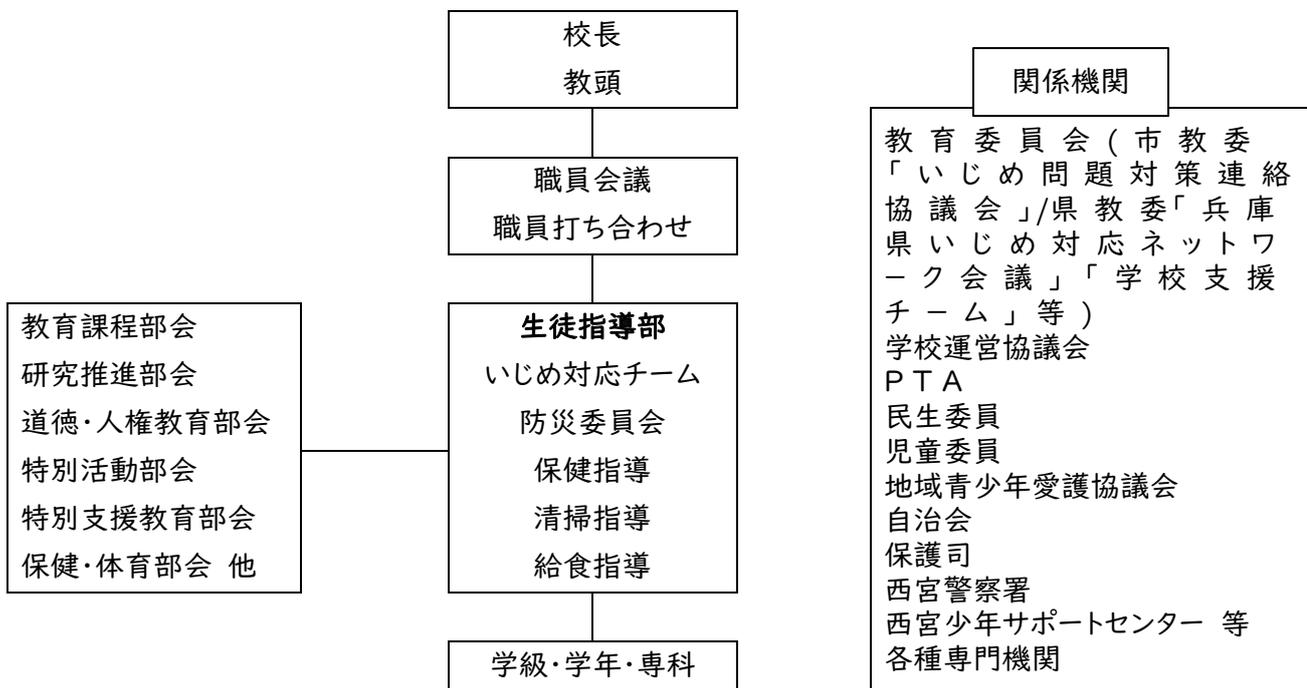
いじめに気づき、真摯に対応していくためには教師の資質向上が欠かせない。その一つの手立てとして、中学校と合同でカウンセラーによるカウンセリングマインド研修を年に2回実施する。このことだけでなく、必要によっては、外部講師による研修も企画していく。

1. 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
2. いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
3. 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

《いじめ対応チームの役割について》

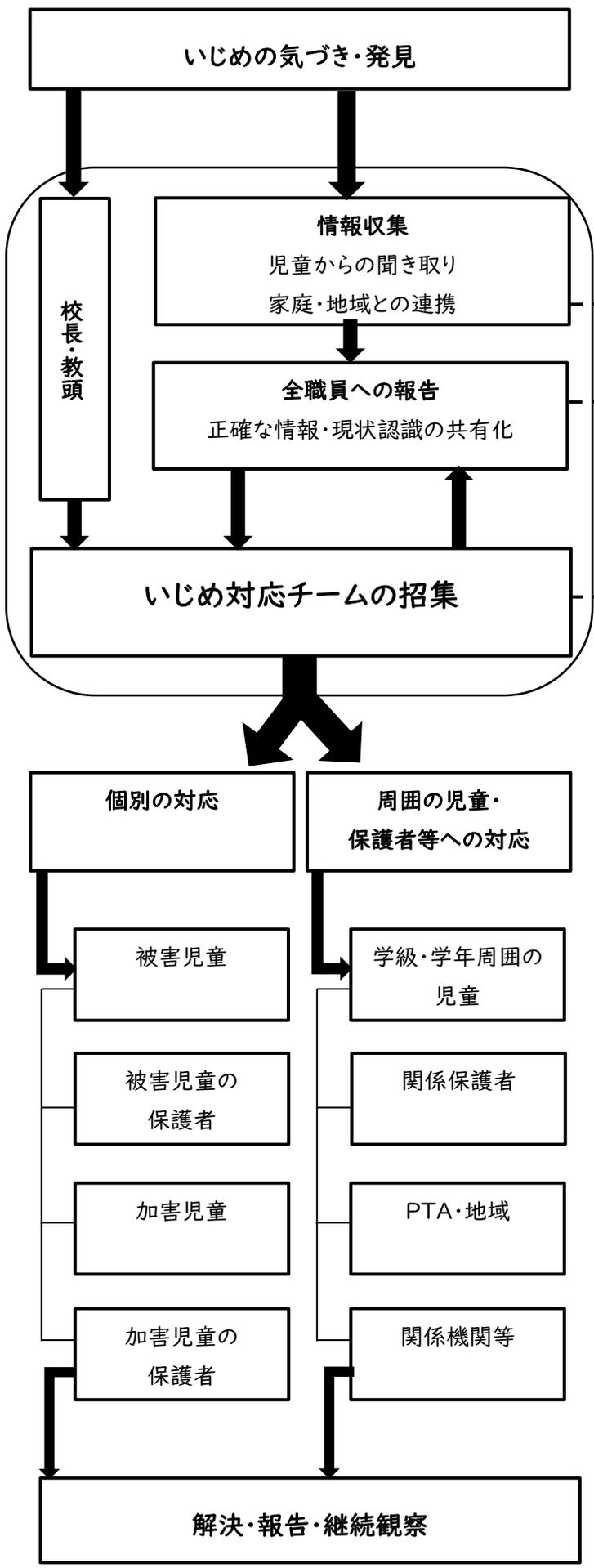
- ①年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報窓口としての役割
- ③いじめの情報の収集や記録、関係のある児童への事実確認の徴収
- ④指導及び支援体制・対応方針の決定
- ⑤保護者との連携

《いじめ対応チームの構成》



- 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・生徒指導担当(該当学年)・養護教諭及びいじめが発生した学年に所属している教員。外部からの支援としてスクールカウンセラーもケースによってはチームに所属してもらう。
- 生徒指導部会の中で、学年の生徒指導担当が状況を報告し、交流する。その中で厳しい学級状況が報告された時には、対応を検討し、部会終了後、管理職にその旨を報告する。いじめ発生が報告された時にはすぐに管理職に連絡し、校長がいじめ対応チームを招集する。
- 職員打ち合わせの中で、学年及び特別支援学級、専科から見た児童の様子を報告し、全員で各学年の状況を把握する。
- 保護者や地域からいじめ事案発生連絡を受けた時には、校長はいじめ対応チームを招集し、状況を把握、担任一人が対応することがないように学年体制で解決に向けて取り組ませる。
- ネットを利用したいじめへの対応については、情報を即座に収集し実態把握に努める。

| | 職員会議等 | 未然防止に向けた取り組み | 早期発見に向けた取り組み |
|-----|--|--|--------------------------------------|
| 4月 | 生徒指導推進計画作成 浜脇っ子のきまり作成 いじめ対応チーム発足 いじめ防止基本方針及び計画作成 | 学年開き・学年集会 1・2年学校探検 1年生を迎える会 学級経営交流会 児童朝会・全校朝会 | 学級懇談会 児童情報交流会 |
| 5月 | 校内支援全体会 研究全体会 | 学級経営交流会 なかよしタイム 児童朝会・全校朝会 | 教育相談 授業参観 生活相談① 児童情報交流会 |
| 6月 | | 小中連絡会 学級経営交流会 なかよしタイム 児童朝会・全校朝会 | 生活アンケート① 個人懇談会 児童情報交流会 |
| 7月 | 長期休業中の暮らし作成 人権教育研修会 研究推進研修会 学校評価 | 学級経営交流会 児童朝会・全校朝会 | 児童情報交流会 |
| 8月 | カウンセリングマインド研修① コンサルテーション | 学級経営交流会 児童朝会・全校朝会 | 児童情報交流会 |
| 9月 | | 学級経営交流会 なかよしタイム 児童朝会・全校朝会 | 人権教育授業参観 学級懇談会 児童情報交流会 |
| 10月 | | 学級経営交流会 なかよしタイム 児童朝会・全校朝会 | 生活相談② 児童情報交流会 |
| 11月 | | 小中連絡会 学級経営交流会 なかよしタイム 児童朝会・全校朝会 | 生活アンケート② 児童情報交流会 |
| 12月 | 長期休業中の暮らし作成 | 学級経営交流会 児童朝会・全校朝会 | 個人懇談 児童情報交流会 |
| 1月 | | 学級経営交流会 児童朝会・全校朝会 | 生活相談③ 児童情報交流会 |
| 2月 | カウンセリングマインド研修② 学校評価 | 小中連絡会 学級経営交流会 幼稚園・保育所学校探検 なかよしタイム 児童朝会・全校朝会 | 生活アンケート③ 授業参観 学級懇談会 児童情報交流会 |
| 3月 | 研究全体会 校内支援全体会 いじめ防止基本方針見直し 本年度のまとめ 長期休業中の暮らし作成 引き継ぎカード見直し | 幼稚園・保育所等連絡会 小中連絡会 6年生を送る会 児童朝会・全校朝会 次年度への引き継ぎカード作成 | 児童情報交流会 |



①いじめの早期発見

- ・日常の観察、日記、ノート等
- ・生活相談
- ・アンケート等による把握
- ・教育相談、家庭、地域との連携

②情報と認識の共有化

- ・正確な情報の収集と分析
- ・情報の共有化
- ・現状認識の共有化

③対策の検討

- ・対応の検討と役割分担
- ・対応への全職員の意志の統一
- ・市教委等、関係機関との連携調達

④個別の対応

- ・被害児童及び加害児童と保護者への対応
- ・いじめの事実についての保護者間での共通認識の確認

⑤周囲の児童・保護者への対応

- ・学級や周囲の児童への対応
- ・学級児童の保護者への対応
- ・PTA、地域との連携及び調整
- ・相談機関との連携及び調整
- ・警察及び病院等への連絡及び調整
- ・報道機関への適切な対応

⑥事後指導

- ・関係者及び関係機関等への適切な報告
- ・長期間の継続観察と指導
- ・事例の分析、改善策の立案